

国民年金保険料の納付は

口座振替が便利でお得です

ご本人の申し出により国民年金保険料を口座振替で納付することができます。口座振替で納付することで納め忘れの心配がなく、金融機関等に行く手間や時間が省けます。

また、「早割(当月末振替)」、「半年前納」、「1年前納」、「2年前納」を利用することでお得な割引もあります。お申込から口座振替が開始されるまで2ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。

申込方法

基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)と金融機関の通帳、届出印を持参の上、金融機関(郵便局も含む)、または年金事務所の手続きをしてください。
 ※半年前納(4~9月分)、1年前納、2年前納を希望する方は2月末日までにお申込ください。

	口座振替による納付額【割引額】	現金(納付書)による納付額【割引額】
毎月納付(翌月末振替)	15,250円【—】	15,250円【—】
早割(当月末振替)	15,200円【50円】	—
半年前納	90,460円【1,040円】	90,760円【740円】
1年前納	179,160円【3,840円】	179,750円【3,250円】
2年前納	355,280円【14,800円】	—

※納付額と割引額は、平成26年度の保険料額をもとにした目安額ですので、実際に引き落としされる額とは異なる場合があります。

留意点

- 一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)に該当している方は早割を利用できません。
- 2年前納は口座振替のみで、現金やクレジットカードでの納付はできません。

クレジットカード納付

クレジットカード納付は事前にお申込んだり、以後の保険料を継続的にクレジットカード会社で立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直接納付していただく方法ではありません。)

クレジットカード納付を希望する場合は、年金事務所へ直接お申込ください。なお、クレジットカード納付では、早割はご利用できません。また、半年前納や1年前納の割引額は現金納付と同じ割引額となります。※一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)に該当している方は、ご利用できません。

◆問い合わせ

千葉年金事務所
 ☎043(242)6320
 佐原年金事務所
 ☎0478(54)1442
 住民課国保年金班
 ☎(84)1214

防災力の強化 ～災害時の協定を締結～

町では、災害の発生に備え、民間企業などとの連携を強化し、防災体制の充実を図るため、災害協定の締結を進めています。新たに下表の5団体と災害協定を締結しました。



コープみらい生協



日本福祉用具



JA山武郡市

協定の名称	協定年月日	協定締結先	協定概要
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	平成26年11月7日	千葉県トラック協会山武支部	災害物資等の輸送協力
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成26年12月4日	生活協同組合コープみらい千葉県本部	応急生活等の物資供給協力
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成26年12月17日	東電タウンプランニング株式会社	広告付電柱看板による避難場所等の案内表示
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	平成26年12月19日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	福祉用具等の物資供給協力
災害時における支援協力に関する協定	平成27年1月13日	山武郡市農業協同組合 ※山武郡市町(6市町)連名	物資、施設等の供給協力